

JIS マーク表示制度認証の手引き

この手引きは、一般財団法人日本車両検査協会(VIA)が行う JIS マーク表示制度認証に関して、申請から認証までの手順、認証の維持の要件などを記載した説明書です。

JIS マーク表示制度に基づく認証取得及び維持には以下の手続きや実務が必要です。申請前にご了承いただきます事項もありますので、この手引書とともに JIS マーク表示制度認証申込み了承事項を併せてお読み下さい。

目次

1. はじめに
2. 認証可能範囲
3. 登録認証機関 VIA の登録商標
4. 認証番号及び認証管理番号
5. 要員の力量
6. 異議申立て、苦情及び紛争の処理手順
7. 申請者及び認証取得者の権利と義務
8. 認証に関する事務手続きの概要
9. 申請及びお問合せ

別紙 1 VIA 登録範囲(品質マニュアル 付表 2)

別紙 2 認証契約書(様式 1000-0F01)

別紙 3 申込書(1)~(3)

別紙 4-A 品質管理実施状況説明書 A(様式 1020-0F01(A))

別紙 4-B 品質管理実施状況説明書 B(様式 1020-0F01(B))

一般財団法人 日本車両検査協会

[本 部] 東京都北区豊島 7-26-28 電話 03-5902-3455
[東京検査所] 東京都北区豊島 7-26-28 電話 03-3912-2361
[大阪検査所] 大阪府堺市堺区山本町二丁 66-2 電話 072-233-2001

1. はじめに

- (1) 一般財団法人 日本車両検査協会(以下「VIA」といいます。)の目的、事業等は、「定款」(VIA ホームページ(<http://jvia.or.jp/>)上で公開)に定めてあります。VIA は、産業標準化法に基づき認証機関としての登録を受け、供給者及び使用者から独立した公平な第三者適合性評価機関として認証業務を行っております。財政に関する報告は、VIA ホームページ上で公開しています。

2. 認証可能範囲

- (1) VIA が認証可能な鋳工業品は、産業標準化法に基づき認証機関として登録を受けた日本産業規格の範囲です。詳しくは別紙 1「VIA 登録範囲(品質マニュアル 付表 2)」をご覧ください。なお、製品試験は、VIA 内の検査所又は VIA と契約を締結した試験機関(契約を締結している場合)、又は申請者が用意した試験場所で試験を実施いたしますが、製品仕様や設備性能等により、試験できない場合がございます。この場合には、申請をお受けできない場合がありますので、予めお問い合わせ下さい。また、認証取得者は、JIS 産業規格表示認証に係る製品の製品検査の外注先として VIA を指定することができません。
- (2) 認証の申請は、VIA 登録範囲の JIS 規格が適用となる鋳工業品の製造業者、又は、外国においてその事業を行う鋳工業品の製造業者が対象となります。
- (3) VIA が認証の業務を行う区域は、日本国内及び海外(大韓民国、台湾、中華人民共和国、タイ王国、マレーシア、シンガポール、インドネシア共和国、インド、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国)ですが、次のような場合には、申請受けや審査等業務の実施の拒否又は、一時停止することがあります。
 - ①申請者が、VIA に対する債務決済(認証及び認証の維持のための手数料及び費用等)を支払い期日までに履行できない場合
 - ②申請の工場が所在する地域に対して、外務省により渡航関連情報(危険情報、感染症危険情報など)が発出されている場合
 - ③その他、VIA が不受理とする正当な理由がある場合

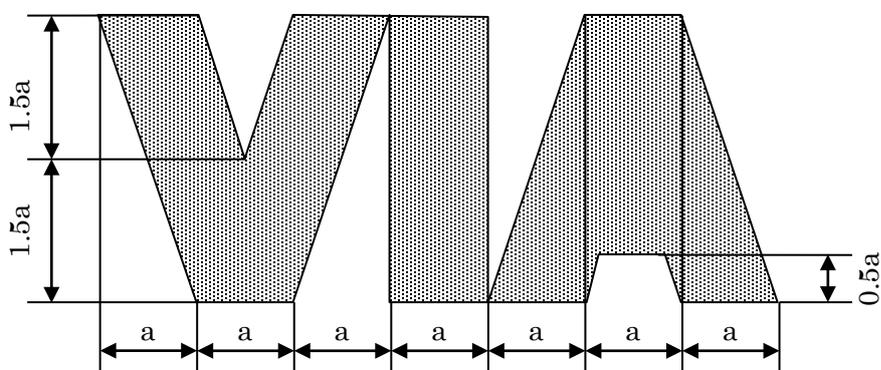
3. 登録認証機関 VIA の登録商標

- (1) 認証取得者の方は、JIS マークの近傍に表示する登録認証機関の名称「一般財団法人 日本車両検査協会」に代えて、次の登録商標(VIA マーク)が使用可能となります。



(2) 使用に関しては、認証契約で規定いたします。

(3) VIA マークの基本寸法はつぎのとおりです。



4. 認証番号及び認証管理番号

(1) 認証番号の形式は、次のとおりです。

1) 一般認証の場合: 例) VI0307001-105D

(認証管理番号): VI0307001-105D

(認証番号): VI0307001

(枝番号): 105D

なお、枝番号は、VIA 独自の管理番号です。

2) ロット又はバッチ認証の場合: 例) VILT0307001

(認証番号): VILT0307001

なお、ロット又はバッチ認証の場合には、枝番号はありません。

(2) 番号要素の意味及びルールは、次のとおりです。

(認証管理番号): VI 03 07 001 - 1 05 D

※ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

(認証番号): VI LT 03 07 001

※ ① ⑧ ② ③ ④

- ①: 登録認証機関 VIA の略号
- ②: 国内認証取得者の所在地所管局コード、又は
海外認証取得者の所在地国コード(JIS X 0304 での 2 桁コード)
- ③: 認証年度西暦下 2 桁
- ④: 所在地毎の当該年度の通し番号 3 桁
- ⑤: 認証維持審査回数(0 から)
- ⑥: 追加・変更申請回数(00 から)
- ⑦: JIS の分野アルファベット
- ⑧: ロット又はバッチ認証の識別記号

1)の例)は、「VIA が 2007 年度に、東京都に所在地の申請者の D 分野の鋳工業を関東経済産業局管轄区域で 1 番目に認証し、その後 1 回の認証維持審査を実施(認証の更新)し、0 回目の更新から 1 回目の間に 5 回の追加或いは変更などの認証を行った」という意味を表しています。

(3) 認証取得者所在地所管局コード

(コード)	(局名)	(管轄区域)
01	北海道経済産業局	北海道
02	東北経済産業局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
03	関東経済産業局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
04	中部経済産業局	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
05	近畿経済産業局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
06	中国経済産業局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
07	四国経済産業局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
08	九州経済産業局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
09	沖縄総合事務局	沖縄県

5. 要員の力量

(1) VIA は、JIS 認証業務の実施にあたり、JIS 認証業務に必要な力量を備えた要員を配置し、教育し、また、必要な訓練を実施することにより、JIS 認証業務の品質及び JIS マーク表示制度の信頼性の維持・向上に努めます。

(2) VIA は、JIS 認証業務の遂行に必要な、以下の要員を任命する資格手順を定めています。JIS 認証業務の要員の分類と業務範囲は以下のとおりです。

1) JIS 審査員

申請者から提出いただいた品質管理実施状況説明書等の書面審査や認証に係る製造工場に対する現地審査を行い、工場審査報告書を作成します。また、申請者の工場又は事業場において、申請された鉱工業品に対する申請者の試験員による製品試験が行われる場合にあっては、その実施に立会い、その立会結果に基づいて試験実施報告書を作成します。

2) JIS17025 調査員

試験を実施する(した)場所が JIS Q17025 の該当する要求事項及び VIA の要求事項に適合しているかの調査を行い、17025 調査報告書を作成します。

(3) VIA は、「服務等に関する規程」の定めに従い、要員に対して第三者の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって JIS 認証業務の公正さ及び信頼を確保します。

(4) VIA は、申請に対して JIS 認証業務実施の認証計画を立てるにあたり、当該申請製品の分野について専門性を有する審査員等を割り当てます。又、当該企業との間で利害関係のない審査員等を当ることにより、不当な影響を排除し、公平・公正な業務を行います。

VIA は、次の事項に抵触する審査員等は割り当てません。

- 1) 過去 2 年間当該企業に所属又は直接の利害関係を持つ組織に所属していた。
- 2) 当該企業に対して、過去 2 年間にコンサルタント業務を行った。

6. 異議申立て、苦情及び紛争

(1) 申請者等からの認証全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申立て、車両検から認証取得者への是正処置や予防処置の請求に対する異議申し立て、認証マークの使用停止や認証の取消しに関する異議申立て、或いはその他の利害関係者からの苦情、紛争等については、VIA は、規定に基づき誠意をもってこれに対応いたします。

なお、異議がある場合には、事由が発生した日から 45 日以内に VIA へ文書にてお申し出ください。VIA は申立てを受理した日より 3 か月以内に回答いたします。

[連絡先]: 苦情内容に応じて、適切な処理が可能な下記のどちらかの検査所が受け付けます。

● 一般財団法人 日本車両検査協会

[東京検査所] 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28

TEL:03-3912-2361/FAX:03-3912-2208

[大阪検査所] 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町二丁 66-2

TEL:072-233-2001/FAX:072-233-2002

(2)異議申立て、苦情及び紛争の定義は以下のとおりです

1)「異議申立て(appeal)」とは、申請者が VIA の認証に関する決定に同意できないことを VIA に対して文書で表明すること、又は VIA の JIS 認証活動の利用者が、自ら表明した苦情に対して VIA の決定に同意できなかったことを VIA に対して文書で表明することをいいます。処理手順については品質マニュアルで規定しています。

2)「苦情(complain)」とは、VIA の活動に対する異議申立て以外の不満を VIA に対して表明したもの、又は VIA の活動に利用者が表明した紛争に対する VIA の決定に同意できなかったことを VIA に対して表明したものをいいます。処理手順については品質マニュアルで規定しています。

3)「紛争(dispute)」とは、VIA の活動の利用者が、VIA の活動に対して不満足を VIA に表明したものをいいます。処理手順については苦情処理と同様に扱います。

7. 申請者及び認証取得者の権利と義務

(1) 申請者の権利と義務については、申請書の別紙 1「JIS マーク表示制度認証申込み了承事項」に記述していますので、ご確認ください。

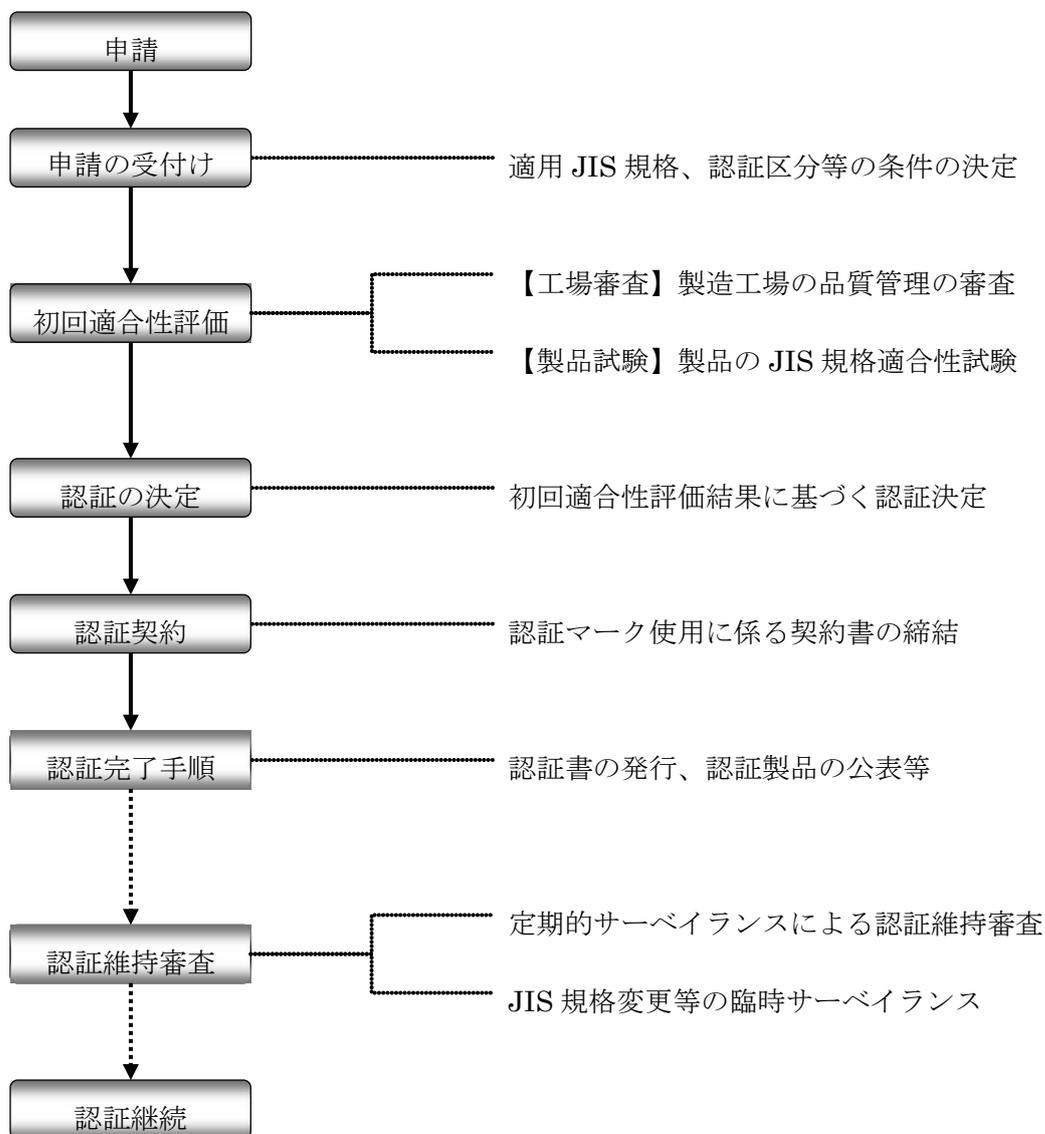
(2) 認証決定後に、認証マーク(JIS マーク)や VIA ログ等の表示に関する使用許諾について認証契約を締結させていただきます。

(3) 認証契約の中に認証取得者の権利と義務について記述しています。詳しくは「認証契約書[様式 1000-0F01]」をご覧ください。

8. 認証に関する事務手続きの概要

- (1) VIA/JIS 認証の基本的流れ
- (2) 申請
- (3) 初回工場審査
- (4) 初回製品試験
- (5) 認証契約
- (6) 認証書の発行
- (7) 認証維持審査(サーベイランス)
- (8) 認証の追加、変更又は縮小
- (9) 認証の一時停止と取消し
- (10) 認証費用

(1) VIA/JIS 認証の基本的流れ



申請の受付から認証書発行までの標準的な処理期間は、2～6 か月となっています(ただし、是正処置など申請者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます)。

(2) 申請

1) 申請書(日本語で記入して下さい)

① 申込書の記載事項:

- ◆ 申請者の名称、代表者名、所在地
- ◆ 認証対象製品の製造工場の名称、所在地

- ◆ 製品等に適合する JIS 規格の番号、名称
- ◆ 認証対象となる製品等の名称
- ◆ 認証対象範囲(区分)
- ◆ 一般認証かロット又はバッチ認証かを指定
- ◆ 添付資料:
 - ・製造工場の品質管理実施状況説明書(別紙 4)及び説明資料
 - ・製品の区分、仕様、構造等、製品に関連する説明資料
 - ・他法令違反の有無を含む「確認書」

2) 申請

① 次の事業者の方が、認証申請をすることができます。

- ◆ 製造業者
 - ・認証の対象となる製品等の製造者

3) 製品の定義と適用規格

- ① 認証の対象となる製品等の定義は、JIS 規格に基づきます。
- ② 適合性を評価する基準として適用することができる JIS 規格は、つぎの 3 通りです。

- ◆ 認証の対象となる製品等の品質要求事項を網羅的に規定した製品規格です。
なお、現在 VIA が認証できるのはこの製品規格のみです。



- ◆ 当該製品等の部分的(品質、性能、安全度等)要求事項を規定した製品規格の場合で、部分的な側面に係る製品等を認証する場合に適用されます。(主務大臣が告示で定めます)



- ◆ 鉦工業品の加工技術について規定した製品規格の場合で、鉦工業品の加工技術を認証する場合に適用されます。



4) 申請時の重要要素

① 認証の対象範囲を特定(認証の区分・認証の範囲)

◆ 認証の対象となる製品等の区分をもって認証の区分とし、認証番号が付与されます。

◆ 認証の区分は、JIS 規格ごとが原則です。

次のいずれか又は JIS 規格との組合せで、申請と調整し決定します。

・申請者により識別された製品毎(型式等)

・特性の共通した製品群で、複数の JIS 規格の要求事項に対し同時に定義できる製品毎

・JIS 規格に定める種類、等級等毎

◆ 認証区分が分野別認証指針で規定されている場合は、その区分が優先されます。

◆ 認証の範囲は、申請における認証の区分に含まれる製品の種別、型式、モデル、材質、形状等で特定します。

② 認証の基準となる JIS 規格を特定

◆ VIA の認証することができる製品は、国に登録された登録区分(JIS 規格)の範囲です。

③ 認証の対象となる製品の全ての製造工場の範囲を特定

◆ 複数の製造工場を 1 申請に含めることができます。

④ 一般認証かロット又はバッチ認証かを特定

5) 認証の種類

① 初回適合性評価及び認証維持審査には、一般認証方式とロット又はバッチ認証方式があり、以下のとおり取り扱います。

◆ 一般認証方式(量産型製品に適用)……継続的に製造しているか、製造する予定である製品等の認証で、初回適合性評価は、製品試験はサンプル試験で工場審査を実施する。認証維持審査は実施する。

◆ ロット又はバッチ認証(A)(ロット輸入品及び限定生産品) ……「ロット毎又はバッチ毎」の単位で行われる製品等の認証で、初回適合性評価は、製品試験はサンプル試験で工場審査(注)を実施する。認証維持審査は実施しない。

◆ ロット又はバッチ認証(B)(ロット輸入品及び限定生産品) ……「ロット毎又はバッチ毎」の単位で行われる製品等の認証で、初回適合性評価は、製品試験は全数試験で工場審査は省略できる。認証維持審査は実施しない。

(注) 書面審査か、VIA が必要と判断する場合には現地審査を実施します。

(3) 初回工場審査

1) 製造工場の品質管理体制を評価

- ① 製造工場の品質管理体制を、下記のいずれかの基準により構築していただきます。VIAは基準への適合性を評価いたします。
 - ◆ 製品製造に必要な技術的生産条件に基づく品質管理体制の場合は「JIS Q 1001 一般認証指針」附属書 2 品質管理体制の基準(A)による。
 - ◆ JIS Q 9001 に基づく品質管理体制の場合は「JIS Q 1001一般認証指針」 附属書 B の B.2 による。
- ② 申請時には、品質管理体制を「品質管理実施状況説明書」に記入して提出いただきます。
- ③ 外注工場がある場合には、必要に応じて外注工場を審査する場合があります。

2) 品質管理責任者の権限と要件の確認

- ① 製造管理部門と独立した必要な権限と能力をもつ。
- ② 職務に対する権限は次のとおり
 - ◆ 標準化及び教育訓練を含む品質管理の実施に関すること
 - ◆ 認証製品の JIS 規格への適合性評価結果の承認に関すること
 - ◆ 製品等の出荷承認に関すること
 - ◆ 登録認証機関との連絡及び調整に関すること
- ③ 能力・資格の要件は次のとおり
 - ◆ 認証製品の製造又は加工に必要な技術に関する知識と実務経験
 - ◆ 省令で規定される学校の課程において、品質管理に関する学科を修めたか、又は標準化及び品質管理に関する講習会の課程を修了

3) 結果の活用

①品質マネジメントシステム審査登録等の結果を活用

製造工場の品質管理体制が JIS Q 9001 に基づいて審査登録されている場合には、その審査登録結果を活用することで JIS 認証での工場審査の一部を省略します。

例えば、品質管理体制に(B)方式を採用する場合

- ◆ JAB 等、IAF(国際認定機関フォーラム)の MLA(国際相互承認協定)に署名している認定機関から認定を受けている審査登録機関に JIS Q 9001 審査登録されていれば、その活用についてご相談下さい。

(4) 初回製品試験

1) 製品の JIS 規格適合性試験

- ① 試験用の製品(サンプル)は、VIA の JIS 審査員要員がランダムサンプリングで必要数量抜き取りします。試作品をサンプルとして試験も実施できます。製造開始後にサンプルと比較検証します。
- ② サンプルに前処理が必要な場合や試験が長期間の場合には、相談により対応いたします。

2) 試験場所

- ① 製品試験は、以下のいずれかの方法が可能です。
 - ◆ VIA の検査所での試験
 - ◆ 申請者の試験設備等での JIS 審査員及び JIS17025 調査員による立会試験
 - ◆ VIA が委託契約した外部委託試験機関(契約を締結している場合)での試験
 - ◆ 他の試験機関で得られた試験データを申請時に提供し活用する、試験データ活用など

(注) 方法により取り扱いは異なりますが、試験の場所が JIS Q 17025 の要求事項の該当部分を満足しているか、JIS 17025 調査員が確認します。

- ②【立会試験】申請者の試験設備(工場等)や申請者が用意した外部の試験場所で、JIS 審査員及び JIS17025 調査員が立会試験を実施します。
- ③【試験データ活用】申請者が事前に入手している他の試験機関で得られた試験データを活用することができます。ただし、この場合には、その試験データを作成した試験機関が JIS Q 17025 に基づき、認定を受けていることが前提です。また、試験データの検証において、スポット試験を実施します。

(5) 認証契約

1) 認証契約

- ① VIA は、認証取得申請者との間で、認証マークの使用等に関する契約を行います。契約内容の概要は以下のとおりです。
 - ◆ 認証契約の有効期間
 - ◆ 認証マーク使用の条件、誤用の処置
 - ◆ サーベイランスの条件(頻度、製品の再試験、工場の品質管理審査などに関する内容)
 - ◆ 製造工場や鉱工業品の追加、変更、縮小に係る通知

- ◆ 異議申立て、紛争等の処理
 - ◆ 認証の取消し、一時停止
 - ◆ 認証事項の公表
 - ◆ 機密保持
- など

(6) 認証書の発行

1) 認証書の発行

- ① VIA は認証契約締結後に認証書を発行いたします。認証書の内容の概要は以下のとおりです。
 - ◆ 認証日及び認証番号
 - ◆ 認証に係る法の条項
 - ◆ VIA の名称及び認証者の氏名
 - ◆ 認証取得者の氏名又は名称及び住所
 - ◆ JIS 規格番号など
 - ◆ 鉱工業品の名称
 - ◆ 製造工場又は事業場の名称及び所在地
 - ◆ ロット又はバッチ認証の場合には、個数及び識別番号など
 - ◆ 認証契約の締結日及び満了日
- など

(7) 認証維持審査(サーベイランス)

1) 認証維持審査

- ① 認証維持審査は、認証の日から、3年以内に1回以上の頻度で定期的を実施します。
 - ◆ 初回工場審査時に確認した品質管理実施状況説明書の内容のとおり、維持・運用、効力を有しているか(認証維持工場審査)
 - ◆ 抜き取り品が JIS 規格に適合しているか(認証維持製品試験)
- ② 認証維持工場審査は認証の区分毎が原則ですが、対象工場が複数の認証の区分を持ち、しかも同一の品質管理体制の場合にはまとめて実施します。
- ③ 通常、初回製品試験の全要素を実施する。ただし、VIA が必要ないと認めた場合は、個別審査事項に示す省略可能な試験項目の一部を省略して実施する場合があります。なお、次の場合には初回製品試験の全要素を繰り返して認証維持製品試験を実施する必要があります。
 - ◆ 認証された製品等が特注品の場合で、試験サンプルが高価な場合

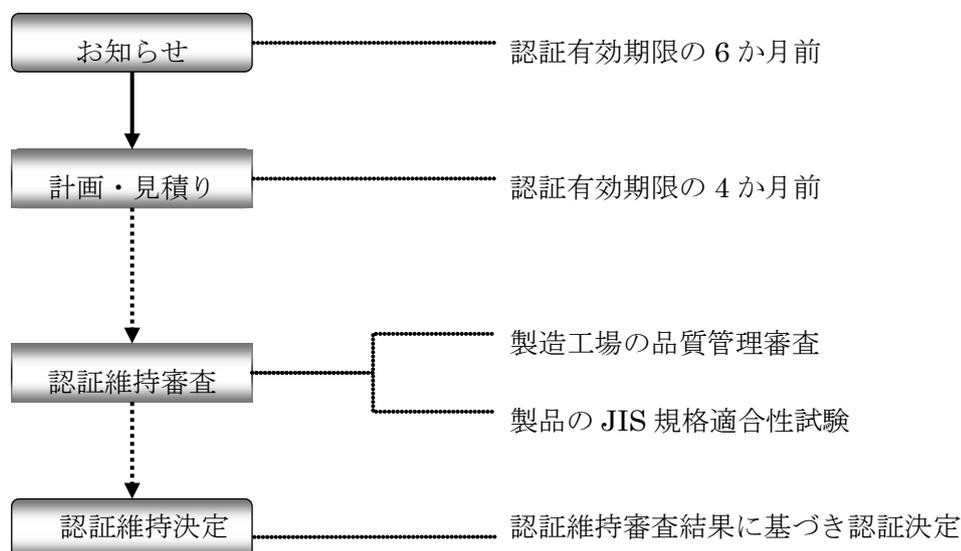
④ 臨時の認証維持審査

- ◆ 定期的な認証維持審査以外に臨時の認証維持審査を実施することがあります。
- ◆ 次の事項により製品等の適合性や製造工場の品質管理体制の適合性に影響があると判断したときに実施します。
 - ・製品等の仕様の変更をするとき、又は品質管理体制を変更するとき
 - ・日本産業規格が改正されたとき
 - ・第三者から苦情の申立てを受けたとき
 - ・その他、VIAが必要と判断したとき

2) 認証維持審査事務手続き

- ① 認証契約に従って認証を維持いただくために、認証登録維持料をお支払い頂きます。
(8.(10) 認証費用 参照)
- ② 認証登録維持料は、1 認証の区分に対する 1 年間の認証登録維持料です。
- ③ 認証登録維持料の請求は、毎年 4 月 1 日を基点として向こう 1 年分を請求致します。
- ④ 認証有効期限の 6 か月前に「認証維持審査のお知らせ」を認証取得者宛に送付します。
- ⑤ 認証有効期限の 4 か月前に認証計画書と見積を送付いたしますので、内容を確認いただいた後、認証維持審査を実施いたします。

3) 認証維持審査の基本的流れ



(8) 認証の追加、変更又は縮小

1) 認証の追加、変更又は縮小

- ① 新たに認証の区分を追加する場合には、新規認証の申請となります。
- ② 認証の範囲に対する追加、変更又は縮小を希望する場合も申請ください。
 - ・ 認証の範囲の追加、変更又は縮小は、次に掲げる認証の範囲に定められた事項とします。
 - ア. 製造工場の追加、変更又は縮小
 - イ. 種類又は等級の追加、変更又は縮小
 - ウ. 鉱工業品の追加、変更又は縮小
 - ・ VIA は、工場の品質管理体制の変更や鉱工業品の仕様の変更があった場合、工場審査又は製品試験(臨時の認証維持審査)を実施するかどうかを決定して、その内容を申請者にお知らせ致します。

(9) 認証の一時停止と取消し

1) 認証の一時停止と取消し

- ① 認証取得者に対して次に掲げる事項が発生した場合、文書にて認証マークの使用の一時停止及び必要な処置の実施を請求いたします。
 - イ. 認証を行っている鉱工業品が日本産業規格に適合しない場合
 - ロ. 認証取得者の品質管理体制が基準に適合しない場合であって、認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなる恐れのある場合
 - ハ. 認証マークの誤用等についての VIA からの請求に、認証取得者が的確かつ速やかに応じなかった場合
- ② 次のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証のすべてを取り消します。
 - イ. 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ又は忌避した場合
 - ロ. 前記における必要な処置の請求に対し、その有効期間内に認証に係る鉱工業品に対して、認証マーク又はこれと紛らわしい表示をした場合
 - ハ. 前記における必要な処置の請求に対し、その有効期間内に保有する認証マークの付してある鉱工業品で、日本産業規格に適合しないものを出荷した場合
- ③ 上記の認証の取消しの他に、次のいずれかに該当する場合には認証を取り消す場合があります。
 - イ. 認証取得者が、VIA に対する債務決済(認証及び認証の維持のための手数料及び費用等)を支払い期日までに履行できないとき
 - ロ. 認証取得者が認証契約に違反したとき

- ④ 認証マークの使用停止(一時停止)又は認証の取消しの措置が必要となった場合には、VIAはJIS認証管理委員会で措置の審議を行い、審議結果を文書により認証取得者に通知します。

(10) 認証費用

1) 認証費用

認証費用(認証手数料)は、一般認証、ロット又はバッチ認証等により異なります。

- ① 申請料
 - ◆ 申請内容の確認や受付け事務に係る費用。新規申請(認証番号付与単位)時点のみ適用
- ② 初回工場審査料:工場品質管理審査に係る書面審査及び現地審査に要する費用
- ③ 製品試験料:試験品サンプリング及び製品試験に要する費用
- ④ 試験所調査料:申請者が自社試験所での試験実施や試験データ活用をご要望された場合、当該試験所がJIS Q 17025やVIAの要求事項に適合する能力を有しているかを調査する費用
- ⑤ 認証料
 - ◆ 認証の評価・決定、認証記録の作成、報告書等の発行、認証書の発行、認証契約の締結、認証登録・公表等業務に係る費用
- ⑥ 認証書の再発行料
 - ◆ 認証書・報告書等の1通は無料です。認証取得者が1通を超える部数をご希望される場合の追加発行費用
- ⑦ 認証登録維持料
 - ◆ 認証取得者への情報提供、規格改正への対応、登録内容変更対応・維持管理、公開認証情報のメンテナンス等業務に係る費用
- ⑧ 定期認証維持審査料
 - ◆ 一般認証の場合の認証後の維持審査(製品の認証維持に関する試験及び工場の認証維持に関する審査)に係る費用
- ⑨ 臨時の認証維持審査料
 - ◆ 臨時の認証維持審査が発生した場合の費用
- ⑩ 出張料
 - ◆ 移動経費及び宿泊経費、交通費

9. 申請及びお問い合わせ

● お問い合わせ

<一般財団法人 日本車両検査協会 本部安全技術部>

〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28

TEL:03-5902-3455 / FAX:03-5902-3411

ホームページ:<http://jvia.or.jp/>

● 申請及びお問い合わせ

<大阪検査所>

〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2 丁 66-2

TEL:.072-233-2001 / FAX:072-233-2002

<東京検査所>

〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28

TEL:03-3912-2361 / FAX:03-3912-2208

【ご注意】 規格番号 JIS D9452「自転車用リフレックスリフレクタ」の申請は、東京検査所でのみの受付となります。